

建築設計委託要領書

流山市

1. 適用範囲

本要領書は、流山市における建築設計要領とする。

2. 一般事項

- (1) 各工事の中で、本体工事と付随する工事が発生する場合は、付随する工事ごとに設計を行い、設計書作成は監督員と協議し決定する。
- (2) 特別な工法、特許製品を使用する場合は、監督員の承諾を得ること。
- (3) この要領書に記載された図書類は、全て最新版とする。
- (4) 要領書に記載された内容であっても、特に指示のあった場合は、その指示を優先する。
- (5) 建築規模・直接工事費及び共通仮設費（積上げ計上項目）の額は、指示のあった規模・金額とし、特別な理由でこれを超える場合は、監督員の指示による。
- (6) 計画条件等を現場状況等により変更する場合は、監督員と協議し、指示を受ける。

3. 地盤調査及び現地調査等

- (1) 地盤調査の基準となるものは、「敷地調査共通仕様書」（国交省営繕部）とする。
- (2) 設計・施工計画の作成にあたり、工事に係る諸条件を整理するため、十分な現地調査と関係各課との調整を行うこと。

4. 耐震診断と補強設計

- (1) 耐震診断及び補強設計の基準となるものは、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会）、「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」（文化庁文化財保護部）及び「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引」（文化庁文化財部参事官）とする。
- (2) 補強設計に先だって耐震診断結果報告書を監督員に提出し、補強方針を協議すること。補強プランについては、監督員及び建築行政担当職員と協議の上、3案程度の作成を基本とする。それによりがたい場合については、監督員と協議し、指示を受ける。

5. 設計

- (1) 設計の基準となるものは、「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事

標準仕様書」(官庁営繕関係統一基準)とする。

- (2) ホルムアルデヒド及びVOC対策(材料及び完成後の検査等)について、配慮すること。
- (3) 色彩計画については、あらかじめ資料を作成し、監督員と協議すること。
- (4) その他詳細は、監督員の指示による。

6. 積算

- (1) 積算の基準となるものは、「公共建築工事積算基準」(官庁営繕関係統一基準)とする。
- (2) 積算業務は、原則として積算士が行うこと。
- (3) 労務単価は、三省協定の最新版又は監督員の指示による単価とする。
- (4) 複合単価の優先順位は、原則として次による。

ア 千葉県県土整備部営繕課作成の営繕工事単価

イ 建設物価、建築コスト情報、建築施工単価及び監督員の指示による単価

ウ 公共建築工事標準歩掛り(官庁営繕関係統一基準)

エ その他建設物価調査会及び経済調査会発行の歩掛り

オ 3社以上の見積り、カタログ価格に適切な掛け率を乗じた価格

- (5) 前号イ又はオによる場合については、単価比較表(市指定様式)を作成し、提出する。
- (6) 見積りにより単価を決定し、メーカーリストに記載された資材・機器等は、記載されたメーカーの全てより見積りを徴収する。
- (7) その他詳細は、監督員の指示による。

7. 成果品の事前提出期日

地盤調査結果報告書、耐震診断に係る現地建物調査報告書(調査写真等)については、令和4年3月15日(火)までに提出すること。

